

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月3日

大和市長 大 木 哲

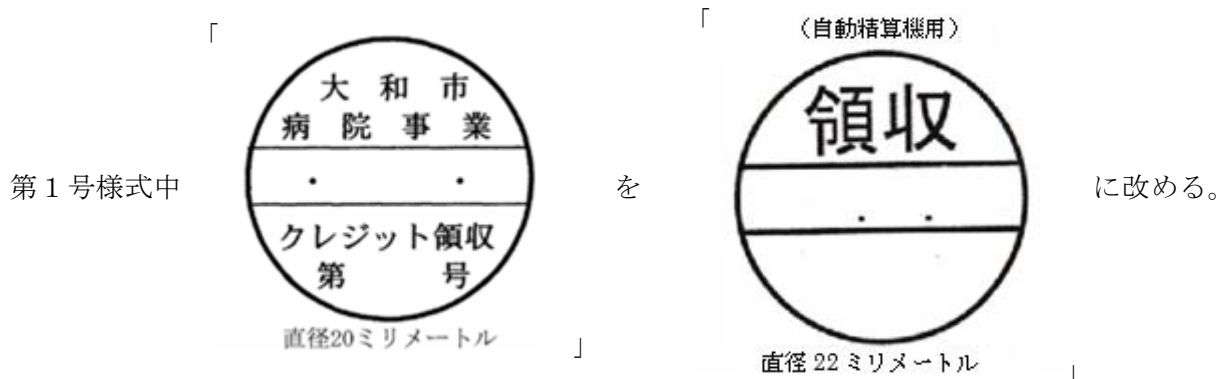
大和市規則第30号

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正をする規則

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和46年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定は、機械により収入の納付を受けた場合について準用する。この場合において、当該領収書には、領収日付印（第1号様式）を印字するものとする。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。